

# 土岐市新型インフルエンザ等対策行動計画

2026 年(令和8年)3月改定

土岐市

## 目次

はじめに.....	1
1 改定の目的.....	1
2 改定の概要.....	2
第一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	3
1 目指すべき姿.....	3
2 対策の基本的な考え方.....	4
(1) 新たな感染症危機の想定.....	4
(2) 対策の基本的な考え方.....	4
3 対策推進のための役割分担.....	5
(1) 国.....	5
(2) 地方公共団体.....	5
(3) 一般の事業者.....	6
(4) 市民.....	6
4 感染症危機における有事のシナリオ.....	7
5 実効性確保.....	9
(1) EBPM の考え方に基づく政策の推進.....	9
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持.....	9
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施.....	9
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し.....	9
6 留意事項.....	10
(1) 基本的人権の尊重.....	10
(2) 危機管理としての特措法の性格.....	10
(3) 感染症危機下の災害対応.....	10
(4) 記録の作成や保存.....	10
(5) SDGs(エスディーゼズ)等、持続可能な地域づくりの理念を踏まえた計画の推進.....	11
第二 各対策項目の考え方及び取組み.....	12
1 実施体制.....	12
(1) 準備期.....	14
(2) 初動期.....	16
(3) 対応期.....	17
2 情報収集.....	19
(1) 初動期.....	19
(2) 対応期.....	19
3 サーベイランス.....	20

(1) 準備期.....	20
(2) 初動期・対応期.....	20
4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	21
(1) 準備期.....	21
(2) 初動期・対応期.....	22
5 まん延防止.....	23
(1) 準備期.....	23
(2) 初動期.....	23
(3) 対応期.....	24
6 ワクチン.....	25
(1) 準備期.....	25
(2) 初動期.....	29
(3) 対応期.....	32
7 医療.....	36
(1) 初動期.....	36
(2) 対応期.....	36
8 保健.....	37
(1) 準備期.....	37
(2) 初動期.....	37
(3) 対応期.....	37
9 物資.....	38
(1) 準備期.....	38
(2) 対応期.....	38
10 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	39
(1) 準備期.....	39
(2) 初動期.....	40
(3) 対応期.....	40
用語集.....	42

はじめに

## 1 改定の目的

2020年(令和2年)2月26日に、岐阜県で初めて新型コロナウイルス感染症(COVID-19)\* (以下「新型コロナ」という。)の患者が確認され、その後、県内全域に感染が拡大しました。このことにより、市民の生命および健康が脅かされ、市民生活や社会経済活動に多大な影響が及びました。

今回の土岐市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)の改定は、新型コロナウイルス感染症への対応における経験を踏まえ、新たな感染症危機に対処可能な体制の構築を目指すものです。

今後、この新たな市行動計画に基づき、感染症危機への平時の備えを万全にするとともに、有事の際には、感染症の特性や科学的知見に基づいて迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

\*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年(令和2年)1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。

## 2 改定の概要

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき策定するものであり、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るものです。

これに伴い、市では「市行動計画」の策定を進めるとともに、新型コロナ対応における経験や、その間に実施された関係法令等の整備状況を踏まえ、策定以来初となる抜本的な改正を行います。

### [改正のポイント]

- ① 対象とする感染症を、新型インフルエンザや新型コロナに限らず、幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、対応フェーズを「準備期」「初動期」「対応期」の 3 期に分割する。特に準備期の取組みを充実させることを重視する。
- ② 対策項目を従来の 7 項目から 10 項目に拡充するとともに、感染が長期化する可能性を考慮し、数回にわたる感染拡大の波への対応やワクチン・治療薬の普及状況に応じて対策を機動的に切り替えていくことを明確化する。
- ③ 国と県、関係団体、市民等との連携・協力、DX の推進など、複数の対策項目に共通する横断的な視点から、どのような取組みが求められるかを整理する。

## 第一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 目指すべき姿

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高く、蔓延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命や健康だけでなく、経済全体にも大きな影響を及ぼす可能性がある。今回の市行動計画の改定では、このような状況を念頭に置きながら、5年にわたる新型コロナへの対応で得た知見や教訓を活かし、次の2点を主な目標に掲げた。この両輪を基にして、「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた感染症危機に対応できる体制の構築」を目指す。

#### 目標1 感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等を可能な限り少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



#### 目標2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



国・県と協力し、感染拡大を防止しつつ、社会経済活動とのバランスを考慮した感染症危機に対応できる体制の整備

## 2 対策の基本的な考え方

### (1) 新たな感染症危機の想定

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナの験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、市行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定する。

### (2) 対策の基本的な考え方

市行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

その上で、科学的知見を踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、社会インフラの状況、医療提供体制等を考慮しつつ、各種対策を効果的に組み合わせ、全体のバランスを図るとともに、その時々状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの一連の対応の流れを確立する。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の性状、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や実行可能性、対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬が無い可能性が高い新興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 対策推進のための役割分担

#### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

特措法第2条第5号に規定する指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

#### (2) 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

##### ① 県

県は、特措法及び感染症法、岐阜県感染症対策基本条例に基づく措置の実施主体としての中核的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、感染症対策を総合的かつ計画的に実行し、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結するほか、民間検査機関

又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結する等、医療提供体制や検査実施体制を構築し、また、保健所、宿泊療養等の対応能力についても計画的に準備を行う。感染症有事の際には、こうして構築した体制に迅速に移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組みにおいては、県は、感染症法第 10 条の2に基づく、保健所設置市である岐阜市、感染症指定医療機関等で構成される感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度、国に報告し、進捗確認を行う。

また、感染症対策の実施にあたっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、県民等の理解と協力を得ることが重要である。そのため、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組むものとする。

さらには、市町村が行うその区域の実情に応じた感染症に関する施策を支援するよう努めるほか、市町村との緊密な連携を図るとともに、感染症対策を県の区域を超えた広域的な見地から総合的に実施するため、国及び他の都道府県と協力するものとする。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組みを実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

## ② 市

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### (3) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、その事業の実施に関し、職場や自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力することが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

### (4) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払い、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット

ト、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するとともに、行政機関、医療機関、事業者等が実施する感染症に関する対策に協力するよう努める。

さらには、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人市民等に対する偏見・差別等をなくすため、感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解に努める。

#### 4 感染症危機における有事のシナリオ

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、特に対応期については、以下のように区分し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行う。

##### ① 準備期(発生前の段階)

地域における医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する啓発、県、市、企業等による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

##### ② 初動期:A(国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)

国において感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、市においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報を収集し、関係者間で共有する。

また、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

##### ③ 対応期:B(市内の発生当初において、封じ込めを念頭に対応する時期)

市対策本部の設置後、市内の発生当初の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、国内外における感染動向や過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、患者の入院措置、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクの

ある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与を検討する。さらに、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の強力な対策を講じ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

その後も、常に新しい情報を収集・分析の上、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止等の見直しを行う。

#### ④ 対応期:C-1(市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性も考慮した上で、リスク評価を大まかに分類し、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

市は、国、県、事業者等と連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行うが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも想定し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

また、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

#### ⑤ 対応期:C-2(その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期)

科学的知見の集積、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮しておく。

#### ⑥ 対応期:D(流行が終息に向かい、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

最終的には、ワクチンの普及等による免疫の獲得、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

## 5 実効性確保

### (1) EBPM の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたって、対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを収集・分析し、活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要である。

市民等が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

### (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、県が実施する訓練に参加し、それに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

市行動計画は、訓練の実施等により得られた改善点や制度改正、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、県行動計画等に基づく取組みや新型インフルエンザ等対策に係るや人材確保の取組みについて、県や医療機関による研修等を活用し、毎年度定期的なフォローアップを行う。

定期的なフォローアップの結果に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や保健医療計画の見直し状況等も踏まえ、県行動計画に合わせ、おおむね6年ごとに市行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画の見直しを行う。

## 6 留意事項

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、第5条の規定により、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動や感染拡大の抑制を妨げる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### (3) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、市は、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

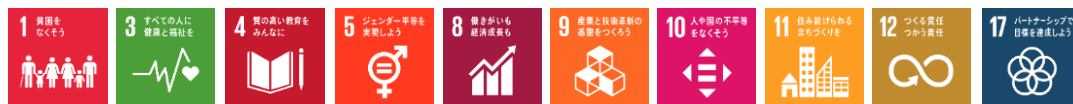
なお、複数の災害がほぼ同時に発生する場合や、ある災害からの復旧中に別の災害が発生する場合等、複合災害についてもその可能性を念頭に置き、それぞれの災害における対応について、あらかじめ確認しておく。

### (4) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部及び県対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

(5) SDGs(エスディーゼズ)等、持続可能な地域づくりの理念を踏まえた計画の推進

本行動計画は、2015年(平成27年)9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念とも一致するものであり、本計画の着実な実行を通して、持続可能な地域社会づくりに貢献していく。



## 第二 各対策項目の考え方及び取組み

### Ⅰ 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、土岐市新型インフルエンザ等対策検討委員会（以下「市対策検討委員会」という。）を必要に応じて開催し、事前準備の進捗を確認し、関係各課との連携を確保しながら、全庁的な取組みを推進し、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、県が独自に対策本部を設置した場合、土岐市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。市対策本部において土岐市新型インフルエンザ等対策室（以下「市対策室」という。）の設置を検討し、必要に応じ庁舎内に設置する。なお、緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに特措法に基づく市対策本部に移行するとともに、庁舎内に市対策室を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進することで市民の健康被害を防止し、社会機能の維持を図る。また、必要に応じて、外部の関係団体に意見聴取を実施し、得られた知見を踏まえて効果的な対応を行う。

#### 土岐市新型インフルエンザ等対策検討委員会

##### 組織

委員長：健康福祉部長

委員：政策推進課長、危機管理室長、秘書広報課長、総務課長、行政経営課長、生活環境課長、福祉課長、高齢介護課長、幼稚園・こども園課長、健康推進課長、産業振興課長、市民活動課長、消防総務課長、教育総務課長（その他委員長が任命する職員）

※土岐市行政組織の一部改正にともない、令和 8 年 4 月 1 日からの体制を記載しています。

##### 所掌事務

- ・ 市における物資等の備蓄に関すること。
- ・ 事前準備の進捗確認に関すること。
- ・ 県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

##### 設置

市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、市対策検討委員会を必要に応じて開催し、事前準備の進捗を確認し、関係各部等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進し、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

**土岐市新型インフルエンザ等対策本部**

組織

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部員：市長公室長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、地域振興部長、産業文化部長、建設水道部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、教育次長（その他市長が任命する職員）

所掌事務

- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 市対策室の設置に関すること。
- ・ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

設置

市は、県が独自に対策本部を設置した場合、市対策本部を設置する（この場合、緊急事態宣言がなされる前の法律に基づかない独自の設置となる）。

なお、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、特措法に基づく市対策本部に移行する（特措法第34条第1項）。

**土岐市新型インフルエンザ等対策室**

組織

室長、次長、係長他（その他市長が任命する職員）

所掌事務

- ・ 市対策本部の運営に関すること。
- ・ 庁舎内の関係部署への連絡調整等に関すること。
- ・ 国、県、関係機関との連絡調整等に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 市民に対する正確な情報の提供に関すること。

設置

市対策本部を設置した場合、市対策本部において市対策室の設置を検討し、必要に応じ庁舎内に設置する。なお、緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに特措法に基づく市対策本部に移行し、庁舎内に市対策室を設置する。



●新型インフルエンザ等

対策検討委員会

●新型インフルエンザ等対策本部設置

※1 県独自の対策本部設置時

※2 緊急事態宣言発令時

●新型インフルエンザ等対策室設置

※1 検討し設置

※2 設置

(1) 準備期

[方向性]

市は、平時から感染症危機において迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築する。拡張可能な組織体制の編成、人員の調整、縮小可能な業務の整理等、事業継続に向けた準備を進めるとともに、必要に応じ、土岐市新型インフルエンザ等対策検討委員会を開催し、関係部署等の連携を確保する。また、訓練や研修を通じた課題の発見とその改善、有事の対応に向けた練度の向上を図る。

さらには、市行動計画の定期的なフォローアップを行いながら、状況の変化を捉え不断の見直しを行う。

1-1 協議・意思決定体制の整備

・市は、新型インフルエンザ等の発生前においては、市対策検討委員会を、必要に応じ開催し、関係部署等の連携を確保するなど、発生時の準備を進める。

また、市は県感染症対策協議会が設置されるまでの間、新型インフルエンザ等の感染症への対策を推進するため、県が定期的で開催する「新型インフルエンザ等対策推進協議会」に参加する。

(健康推進課)

1-2 業務執行体制の整備

・市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を見直し、必要に応じて改定する。

(健康推進課 関係各課)

### Ⅰ-3 行動計画の策定・見直し等

- ・ 市は、県行動計画を踏まえ、市行動計画を策定し、必要に応じ見直しを行う。
- ・ 市は、行動計画の見直しに当たり、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

市は、市行動計画の策定や見直しに当たり、県に対して必要な支援を求める。

(健康推進課)

### Ⅰ-4 関係機関等との連携の強化

- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策推進協議会の情報を共有し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県等との情報共有や意思疎通を通じて、連携体制を強化する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

(健康推進課)

### Ⅰ-5 訓練・研修の実施

- ・ 市は、県が実施する市、関係機関等と連携した実践的な訓練に参加・協力し、新型インフルエンザ等の発生時における実施体制の整備、対応の流れ、各機関間の連携等を確認する。
- ・ 市は、県や医療機関による研修を活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。

(健康推進課)

(2) 初動期

[方向性]

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、世界的な危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため市は、国内外で感染の疑いを把握した場合には、関係機関との情報共有や対策の検討・準備を進めるとともに、県が対策本部を設置した場合、土岐市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、協議・意思決定体制の確保を行う。

また、必要に応じて県の財政支援の活用等を検討するなど実施体制を強化する。

**2-1 協議・意思決定体制の確保**

**新型インフルエンザ等の発生が確認された段階**

・ 市は、県が特措法に基づく県対策本部に実施体制を移行した場合には、必要に応じて市対策本部の設置を検討する。また、政府対策本部・県対策本部が設置された場合及び、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る準備を進める。

(健康推進課)

**2-2 業務執行体制の確保**

・ 市は、準備期における想定を踏まえ、必要な人員体制への強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。なお、市民の健康被害を迅速かつ総合的に防止するとともに、社会機能の維持に向けた体制を整備するために、必要に応じて本庁内に市対策室を設置する。

(人事課 健康推進課)

**2-3 必要な予算の確保**

・ 市は、国の財政支援を踏まえつつ、機動的かつ効果的な対策の実施のため、必要な予算の確保を行う。

(行政経営課 関係各課)

## (3) 対応期

## [方向性]

特措法に基づく対策本部を設置してから、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、複数の感染拡大の波や対応の長期化も想定されることから、実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

そこで、市は、感染症危機の状況や市民の生活及び経済の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を強化、又は見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異、ワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟に対策を切り替える。

また、国が特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針を決定した後も、市民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安定を確保するため、必要に応じて体制を維持する。

**3-1 協議・意思決定体制の拡大・見直し**

- ・ 市は、政府対策本部・県対策本部の設置及び緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する(特措法第 34 条第 1 項)。
- ・ 緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する(特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条)。

(健康推進課)

**3-2 総合調整**

- ・ 市は、県が特措法第 24 条第 1 項に基づき、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、県、市及び関係指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う場合に協力をする。
- ・ 市は、県が、感染症法第 63 条の 3 に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う場合に協力する。
- ・ 市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(特措法第 36 条第 1 項)。
- ・ 市が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に対して、必要に応じ県に意見を求める(特措法第 24 条第 2 項)。
- ・ 市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請を行う(特措法第 36 条第 2 項)。
- ・ 市は、特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を国が行うよう要請を行う(特措

法第 36 条第 3 項)。

(健康推進課)

### 3-3 職員等の応援要請等への対応

- ・ 市は、特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2)を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に応援を要請する(特措法第 26 条の6)。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する(特措法第 26 条の2)。
- ・ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を要請する。また市は、正当な理由がない限り県または他の市町村の応援の要請に応じる。

(人事課 健康推進課)

### 3-4 必要な財政上の措置

- ・ 市は、国からの財政支援を有効に活用し、必要な対策を実施する。

(行政経営課 関係各課)

## 2 情報収集

### [方向性]

市は、新型インフルエンザ等の対策を適正に実行するため、県や国等から提供される新型インフルエンザ等に関する情報を迅速かつ効率的に収集する。

これら県、国等から収集した分析結果等の情報は、必要に応じて関係機関、市民等と情報を共有する。

### (1) 初動期

#### 1-1 情報の提供・共有

・ 市で、新たな感染症が発生した場合は、県と連携し、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に公表する。

なお、情報等の公表にあたっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

(健康推進課 秘書広報課 関係各課)

### (2) 対応期

#### 2-1 リスク評価の提供・共有

・ 市は、県が提供するまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

(健康推進課 秘書広報課 関係各課)

#### 2-2 情報の提供・共有

・ 市は、県から提供・共有される国内外からの情報収集・分析で得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。

なお、情報等の公表にあたっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

(健康推進課 秘書広報課 関係各課)

3 サーベイランス

[方向性]

「サーベイランス」とは、体系的かつ統一的な手法で、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を継続的に収集・分析すること。

市は、これら県等が実施する感染症サーベイランスから得られた分析結果等の情報のうち、必要なものについては、関係機関、市民等と情報を共有する。

(1) 準備期

1-1 情報の提供・共有

・ 市は、県から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果の提供を受け、正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。

（健康推進課 秘書広報課 関係各課）

(2) 初動期・対応期

2-1 情報の提供・共有

・ 市は、県から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果の提供を受け、正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有する。

・ 市は、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者（当該都道府県の区域内に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する市町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を県より受ける。

（健康推進課 秘書広報課 関係各課）

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

**[方向性]**

市は、平時から新型インフルエンザ等の感染症に関する基本的な感染対策の普及啓発、科学的根拠等に基づいた情報を適時適切に、市民等に提供・共有し、市民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、市民等の意識・ニーズを把握する双方向のコミュニケーションについて、その内容や手段、把握した情報の活用方法等を整理しておく。

**1-1 情報提供・共有**

- ・ 準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。  
(健康推進課)

**1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有**

- ・ 市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、県と市の間において必要に応じて情報提供・共有を行う。  
(健康推進課)

**1-3 平時における情報提供・共有**

- ・ 市は、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいこと、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

(健康推進課 幼稚園・こども園課 学校教育課 高齢介護課)

**1-4 双方向コミュニケーションの体制整備**

- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、相談窓口等が設置できるよう準備する。

(健康推進課)

(2) 初動期・対応期

[方向性]

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

そのため市は、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、迅速に分かりやすく情報提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について周知を徹底するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有することで市民等の不安の解消に努める。

**2-1 情報提供・共有**

・ 市は、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(健康推進課 秘書広報課 関係各課)

**2-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有**

・ 市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

(健康推進課 関係各課)

**2-3 迅速かつ一体的な情報提供・共有**

・ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の促進を図るために必要な情報を県と共有する。

(健康推進課 関係各課)

**2-4 双方向コミュニケーションの実施**

・ 市は、初動期に設置した相談窓口等において、国や県から提供される Q&A 等を活用し、市民等からの相談対応や適切な情報提供を行う。

(健康推進課)

## 5 まん延防止

## [方向性]

市は、平時から基本的な感染対策の普及、理解促進を図る。

市内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、急速にまん延し、市民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。そのため、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、県が実施する、まん延防止対策に対し必要な協力を行う。

また、県が特措法 45 条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態において、不要不急の外出自粛要請や、学校、各種施設などの使用制限を行った場合、その周知徹底を図る。

## (1) 準備期

## 1-1 平時における対策強化に向けた理解促進・準備

・市及び学校等は、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(健康推進課 学校教育課)

## 1-2 避難所におけるまん延防止対策

・市は、避難所の運営に必要な場所や資機材を確保をする、有事における体制や対応を確認する。

(健康推進課 危機管理室 福祉課)

## (2) 初動期

## 2-1 市内でのまん延防止対策の準備

・市は、国からの要請を受け、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(健康推進課 関係各課)

## 2-2 避難所におけるまん延防止

・市は、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、県から必要な範囲で患者情報の提供を求め、避難所の運営の支援を要請する。

(健康推進課 危機管理室 福祉課)

(3) 対応期

**3-1 市民への対応**

・ 市民等に対し、基本的な感染対策（手洗い、換気、マスク着用等）、テレワーク、オンライン会議等の取組みを推奨する。

（健康推進課 関係各課）

**3-2 避難所におけるまん延防止**

・ 市は、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、初動期に引き続き、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、県から必要な範囲で患者情報の提供を求め、避難所の運営の支援を要請する。

（健康推進課 危機管理室 福祉課）

## 6 ワクチン

## (1) 準備期

## [方向性]

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県、医療機関等と連携し、ワクチンの円滑な流通と接種を実現するため、必要な体制の確保に向けた準備を進める。

また、平時からワクチンの意義や制度の仕組みのほか、安全性・有効性、接種後の副反応や健康被害等に関する情報等を発信し、ワクチンに対する市民の正しい理解を促進する。

## 1-1 接種に必要な資材の準備

・市は、以下の表1を参考に平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

(健康推進課)

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 1-2 流通に係る体制の整備

・市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、土岐医師会、卸売販売業者、専門家等の関

係者と協議の上、以下①から③までの体制を整備する。

- ① 卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- ② ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
- ③ 県との連携の方法及び役割分担

・市は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握を行う。

また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、関係団体、医療機関等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(健康推進課)

### 1-3 特定接種の体制整備

・特定接種とは、特措法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員対して行う接種をいう。この特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであり、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、市民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。

国は、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定めておくこととしている。

なお、特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等に対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行うこととしている。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員への特定接種は、県及び市が実施主体となることから、原則として集団的な接種により接種を実施することを想定し、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

・市は、特定接種の対象となり得る地方公務員を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(健康推進課)

### 1-4 住民接種の体制整備

・国は、新型インフルエンザ等が市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、市民生活及び市民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法第6条第3項の規定により臨時に行う予防接種として、対象者及び期間を定めることとしている(特措法第27条の2第1項)。

市民に接種する際の接種順位については、市民の将来を守ること、新型インフルエンザ等によ

る重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとしている。

また、住民接種の実施主体は、市町村又は県とされているが、全県民を対象とする住民接種を実施する場合においては、市において接種体制を構築の上、市民の接種を実施することとし、県は、管内の市町村の状況を踏まえ、必要に応じ、大規模接種会場等、補充的に接種機会を設けるという役割分担が基本となる。

・ 平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。  
(ア) 市は、国や県等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、土岐医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢介護課、福祉課と健康推進課等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者 <sup>※</sup>	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(個別・集団接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療

従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、土岐医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団接種いずれの場合も、土岐医師会の協力の下、接種体制が構築できるよう、協議を行う。

d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調製場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、他の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進める。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルや技術的な支援を活用しつつ、土岐医師会等の医療関係者と協力し、接種の優先順位、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。なお、新型コロナにおいては、重症化リスクの大きさ、ワクチンの供給量等から、医療提供体制を確保するため医療関係者を先行し、次いで市民への接種を優先する考えに立ち、特定接種の枠組みではなく、予防接種法の臨時接種の特例として、①医療従事者、②高齢者、③高齢者以外で基礎疾患を有する者等、④それ以外の者に順次接種を行った。

(健康推進課 高齢介護課 福祉課)

### 1-5 市民への対応

平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組みを進める。

(健康推進課)

### 1-6 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、土岐医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う際において、県に支援を要請する。

(健康推進課)

### 1-7 関係団体及び庁内関係部署との連携

・市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び介護、障がい、高齢者福祉に携わる健

康福祉部内の連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

- ・ 児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、教育委員会と連携を図り、学校を通じて予防接種に関する情報の周知を依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組みに努める。

(健康推進課 高齢介護課 福祉課 学校教育課)

### 1-8 DXの推進

市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム)と、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

(健康推進課 行政経営課)

### (2) 初動期

#### [方向性]

市は、ワクチンの供給量や接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集するとともに、準備期の計画に基づき、国、県、医療機関等と連携し、円滑な接種体制の構築に向け、必要な準備を進める。

具体的には、接種に要する会場、資機材等を確保するとともに、医師会等と連携し、接種に携わる医療従事者の確保を実施する。

#### 2-1 国、県からの情報収集

- ・ 市は、国からワクチンの供給量、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集し、県、関係団体等と共有する。

(健康推進課)

#### 2-2 接種体制の構築

- ・ 市は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、準備期の計画に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を進める。

(健康推進課)

#### 2-3 ワクチンの接種に必要な資材の確保

- ・ 市は、必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(健康推進課)

#### 2-4 接種に携わる医療従事者の確保

- ・ 市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、土岐医師会、岐阜県看護協会、土岐市薬剤師会等と連携し、医療関係者に対して接種に携わる医療従事者の確保のため、必要な

協力の要請又は指示を行う(特措法第31条第3項及び第4項)。

(健康推進課)

## 2-5 住民接種

- ・ 市は、接種計画に応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ・ 接種の準備に当たっては、健康推進課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ・ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部署を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、全庁的に、県の保護施設担当部局及び福祉事務所等と連携を図り実施することが考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ・ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は土岐医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ・ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、土岐医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ・ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢介護課は県の介護保険部局等、土岐医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ・ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ・ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、会場の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師、接

種を担当する医師又は看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師等や接種後の状態観察を担当する者をおくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

・ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ土岐医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医療関係者や消防機関の協力を得ながら、土岐医師会との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、土岐医師会や消防本部と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、土岐医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット	<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・生理食塩水</li> <li>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>机</li> <li><input type="checkbox"/>椅子</li> <li><input type="checkbox"/>スクリーン</li> <li><input type="checkbox"/>延長コード</li> <li><input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤</li> <li><input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫</li> <li><input type="checkbox"/>耐冷手袋等</li> </ul>
---	---

・ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について協議を行う。

・ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

（健康推進課 人事課）

### (3) 対応期

#### [方向性]

市は、初動期に整備した接種体制に基づき接種を進め、流行株が変異し、追加接種の必要がある場合は、混乱なく円滑に接種を実施できるよう国、県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

また、ワクチンの有効性や安全性に加え、副反応や健康被害等の情報を市民等に分かりやすく伝えるとともに、副反応等への相談・診療体制の確保、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。

#### 3-1 接種体制・供給方針の決定

・ 県が、専門家、市町村、関係機関等が参加する協議会を設置し、接種を進めるとともに、地域の実情や専門的な知見を踏まえ、ワクチン供給が限られている場合における供給方針、接種の優先順位等の接種方針を定める。

（健康推進課）

#### 3-2 ワクチンや必要な資材の供給

・ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

- ・ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ・ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ・ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

(健康推進課)

### 3-3 接種体制の確保

- ・ 市は、初動期に整備した接種体制に基づき接種を進め、流行株が変異し、追加接種の必要がある場合は、混乱なく円滑に接種を実施できるよう土岐医師会と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

(健康推進課)

### 3-4 地方公務員に対する特定接種の実施

- ・ 市は、国・県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる、地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(健康推進課)

### 3-5 住民接種の実施

#### 1) 予防接種体制の確保

- ・ 市は、新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、対象となる全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を確保する。
- ・ 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ・ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む)等を確保する。
- ・ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であって

も、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。
- ・ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢介護課、福祉課、土岐医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

## 2) 接種に関する情報提供・共有

- ・ 市は、接種体制が確保でき次第、予約受付体制を構築し、接種を開始する。
- ・ 接種会場や接種開始日等、接種に関する情報について、広報誌、及びホームページ SNS 等を活用して周知することとする。

## 3) 接種体制の拡充

- ・ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は高齢介護課等や土岐医師会等の関係機関と連携し、接種体制を確保する。

- ・ 県は、有効かつ安全なワクチンの開発・供給状況や、接種対象者数等に応じた接種が円滑に進むよう、国や市町村との連携を密にし、医療機関や医師会等の協力を得ながら、大規模接種会場の開設や職域接種を含め、必要な接種体制を整備する。なお、職域接種を進めるにあたっては、実施する事業者、関係団体等の実態や要望を踏まえ、必要な支援を検討する。そのため、市は県から支援を求められた場合は協力する。

## 4) 市民からの相談への対応

- ・ 市は、市民からの基本的な相談に応じる。

## 5) 接種記録の管理

- ・ 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(健康推進課 高齢介護課 福祉課 秘書広報課)

## 3-6 情報提供・共有

- ・ 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害

救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

- ・ 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ・ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
- ・ 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- ・ 市は、システムを通じて収集した接種記録を元に、接種状況等についてホームページ等で公表することを検討する。

（健康推進課 秘書広報課）

### 3-7 健康被害救済

- ・ 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ・ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ・ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

（健康推進課）

### 3-8 健康被害・副反応への対応

- ・ 市及び県は、国から提供される「ワクチンの副反応疑い報告医師又は医療機関が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に行う副反応疑い報告」により、管内の実態を把握する。
- ・ 市は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度を周知するとともに、円滑に受理できるよう心掛ける。また県から必要な支援を受ける。
- ・ 市は、健康被害に関する手続き等が円滑に行われるよう、予防接種健康被害調査委員会の円滑な運営のため、県から必要な支援を受ける。

（健康推進課）

## 7 医療

## [方向性]

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する必要がある。

そのため市は、平時から県の保健医療計画に基づき、有事を見据えた医療提供体制の整備等に協力すると共に、地域医療機関との連携を図り有事に備えるとともに、県等からの要請に応じ、医療に関する対策に適宜協力する。

## (1) 初動期

## 1-1 医療提供体制の確保等

・市は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

(健康推進課)

## (2) 対応期

## 2-1 流行初期以降における対応

・市は、県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

(健康推進課)

## 2-2 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期における対応

・市は、県が、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更した時に、県と協力して、市民等への周知を行う。

(健康推進課)

## 8 保健

## [方向性]

感染症有事において、保健所は、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、患者移送、自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援等を実施し、地域における感染症対策の中核的な役割を担う。

市は、保健所等が感染症有事体制に移行した場合、感染症対応業務、健康観察及び生活支援業務等に協力する。

## (1) 準備期

## 1-1 体制整備への協力

- ・ 県が感染症有事体制を整備するため、市が応援派遣の依頼を受けた場合は協力する。
- ・ 市は、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者の生活支援等、県が地域全体で感染症危機に備える体制の構築に協力する。

(健康推進課 関係各課)

## (2) 初動期

## 2-1 実施体制への協力

- ・ 県の感染症有事体制への移行に伴い、市が応援派遣の依頼を受けた場合は協力する。

(人事課 健康推進課 関係各課)

## (3) 対応期

## 3-1 実施体制への協力

- ・ 県の感染症有事体制への移行に伴い、市が応援派遣の依頼を受けた場合は協力する。

(人事課 健康推進課 関係各課)

## 3-2 感染対応業務及び生活支援への協力

- ・ 市は、患者やその濃厚接触者に関する情報等を県と共有し、健康観察及び食事の提供等、日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(健康推進課 関係各課)

## 9 物資

## [方向性]

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

市は、感染症対策の実施に必要な対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

新型インフルエンザ等緊急事態時において、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

## (1) 準備期

## 1-1 市における物資等の備蓄

- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する(特措法第10条)。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ・ 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を計画的に備蓄する。

(健康推進課 危機管理室 消防本部 関係各課)

## (2) 対応期

## 2-1 物資等の供給に関する相互協力

- ・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、備蓄する物資及び資材を融通する等供給に関し国、県等と相互に協力するよう努める。

(健康推進課 危機管理室 関係各課)

10 市民生活及び市民経済の安定の確保

[方向性]

新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため市は、市民生活及び社会経済活動の安定確保・影響の最小化のために、必要な準備を行うとともに、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

(1) 準備期

1-1 情報共有体制の整備

・ 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関等との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(健康推進課 関係各課)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

・ 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備する。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(健康推進課 秘書広報課 高齢介護課 市民活動課)

1-3 物資及び資材の備蓄

・ 市は、市行動計画又は業務継続計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等(9 物資 1-1)に加え、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

・ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(危機管理室 健康推進課 関係各課)

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

・ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、検討を行う。

(高齢介護課 福祉課)

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

・ 市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等につい

での把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(生活環境課)

(2) 初動期

**2-1 遺体の火葬・安置**

・ 市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(生活環境課 健康推進課)

(3) 対応期

**3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応**

1) 心身への影響に関する施策

・ 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

2) 生活支援を要する者への支援

・ 市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3) 教育及び学びの継続に関する支援

・ 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

4) 生活関連物資等の価格の安定等

・ 市は、市民生活の安定のために、県と連携を図り、生活関連物資等の購入にあたり、適切な行動を呼びかける。

・ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる(特措法第59条)。

5) 埋葬・火葬の特例等

- ・ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させる。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ・ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ・ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、必要に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(健康推進課 生活環境課 市民課 関係各課)

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ・ 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる(特措法第63条の2第1項)。
- ・ 水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

(産業振興課 上下水道課 関係各課)

## 用語集

### あ行

#### 医療措置協定

感染症法第 36 条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

### か行

#### 患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

#### 患者等

患者及び同居あるいは長時間接触があった者等、感染したおそれのある者。

#### 感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

#### 感染症指定医療機関

本行動計画においては、感染症法第6条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。

#### 感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

#### 帰国者等

帰国者及び入国者。

#### 疑似症

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状

のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

### **季節性インフルエンザ**

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

### **基本的対処方針**

特措法第 18 条の規定に基づき、国が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

### **業務継続計画（BCP）**

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

### **緊急事態宣言**

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

### **緊急事態措置**

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

### **ゲノム情報**

病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。

### **健康観察**

感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置

市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

### **健康被害救済制度**

予防接種の副反応による健康被害は極めて稀であるが、予防接種法に基づく予防接種によって健康被害が生じ、予防接種との因果関係があると厚生労働大臣が認定したときに、救済（医療費・障がい年金等の給付）を受けられる制度。

### **検査等措置協定**

感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

### **個人防護具**

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

### **さ行**

#### **サーベイランス**

感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

#### **酸素飽和度**

血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。

#### **自宅療養者等**

自宅、宿泊施設、福祉施設等における療養者。

#### **指定（地方）公共機関**

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

#### **重症者**

呼吸器感染症では、一般に感染により呼吸器等の症状が重くなり、集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸器等による管理が必要な患者。

なお、新型コロナウイルス感染症においては、人工呼吸器を使用、ECMO を使用、ICU 等で治療のいずれかの条件に当てはまる患者を定義。

### **住民接種**

特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

### **新型インフルエンザ等**

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

### **新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表**

感染症法第 44 条の2第1項、第 44 条の7第1項又は第 44 条の 10 第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第1項に定める情報等を公表すること。

### **新型インフルエンザ等緊急事態**

特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

### **新興感染症**

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

### **相談センター**

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

### **た行**

#### **登録事業者**

特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与

する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

### **特定新型インフルエンザ等対策**

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

### **特定接種**

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

### **独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)**

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(Pharmaceuticals and Medical Devices Agency の略)。国民保健の向上に貢献することを目的として、2004年4月1日に設立された。医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り(健康被害救済)、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し(承認審査)、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う(安全対策)。

### **な行**

#### **濃厚接触者**

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

### **は行**

#### **パルスオキシメーター**

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

#### **パンデミックワクチン**

流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

### **フレイル**

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えや

すく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

### **プレパンデミックワクチン**

将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。

新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

### **保健医療計画**

医療法第 30 条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

### **ま行**

#### **まん延防止等重点措置**

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

#### **無症状病原体保有者**

感染症法第6条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

### **や行**

#### **有事**

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

### **予防計画**

感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

ら行

### リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

### 臨床像

潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。

### 連携協議会

感染症法第 10 条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。

### A-Z

#### EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)

エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。

①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

### PDCA

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。